

従業員の**元気**は、 会社の**元気**。

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®に取り組む事業所を「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！
従業員の健康は重要な経営資源です。

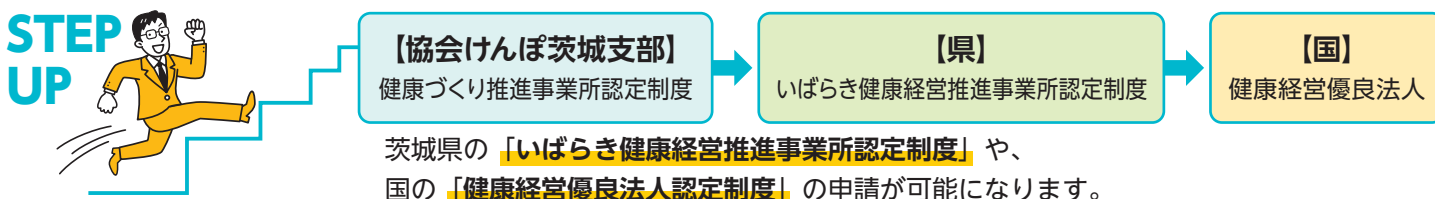
※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



「健康づくり推進事業所」に認定される**4つのメリット**!!

メリット 1 生産性の向上 - モチベーションの向上 - 欠勤率・離職率の低下 - 業務効率の向上	メリット 2 事業所のイメージアップ - 事業所イメージの向上 - 新規採用の促進 (求人票にも記載可能)
メリット 3 事業所の負担軽減 - 疾病予防による手当の支払い減少 - 長期的な健康保険料負担の抑制	メリット 4 特典あり 出前健康講座の実施、健康測定機器のレンタル等が無料!

上記のほか協会けんぽの「健康づくり推進事業所」に認定されると・・・



健康経営優良法人2026 (中小規模部門) 茨城県の認定法人数 ※令和8年5月12日時点 他保険者含む <table border="1"> <tr> <th>2025年</th> <th>2026年</th> </tr> <tr> <td>376</td> <td>439</td> </tr> </table> 前年度比 117%増加 出典：経済産業省HP	2025年	2026年	376	439	「健康づくり推進事業所」の詳しい内容についてはこちら
2025年	2026年				
376	439				

茨城県は現在、健康経営に取り組む企業が増加しています！
従業員の健康のためにまずは茨城支部に「健康宣言」をしてみませんか？
同封の「宣言書」の提出をお願いします!!

※すでに宣言書をご提出され、認定を受けている事業所様には代わりに無料特典の申込書を同封しております。

茨城支部代表電話案内(コールセンター)について



支部代表番号(029-303-1500)へのお電話は、
自動音声にてご案内しております。

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝・年末年始を除く)

《音声案内に従って番号をお選びください》

※音声案内の途中でもお選びいただけます

1

協会けんぽにご加入の加入者様や事業所の方



2

公的機関、健診機関、医療機関、損害保険会社の方

1

公的機関の方

2

健診機関の方

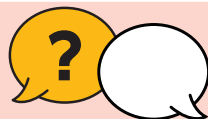
3

医療機関、損害保険会社の方



3

その他のご相談



申請書の書き方のポイント

傷病手当金等の各種申請書には個人番号(マイナンバー)を記載いただく欄がございますが、被保険者のマイナンバーは、
記号と番号が不明の場合のみ ご記入ください。

記号番号は、資格情報のお知らせやマイナポータルの健康保険証画面から確認できます。

健康保険 傷病手当金 支給申請書		1 2 3 4 ページ	傷
被保険者が病気やケガのため仕事に就くことができます。給与が受けられない場合の生活保護として、給付金を受ける場合に使用ください。 なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。			
記号・番号	記号・番号を記入し、(印字)された欄に個人番号(マイナンバー)に記入し、(印字)された欄に個人番号(マイナンバー)に記入してください。		
個人番号 (マイナンバー)	個人番号を記入し、(印字)された欄に個人番号(マイナンバー)に記入してください。		
氏名 (カタカナ)	姓をのり、(印字)された欄に氏名(カタカナ)を記入してください。		
氏名	姓をのり、(印字)された欄に氏名(カタカナ)を記入してください。		
郵便番号 (〒印をのり)	電話番号 (市外局番をのり)	市外局番は省略されている(市外) 郵便局番号。 電話番号がゼロになりにくい場合は、 0を省略して記入してください。	
住所	郵便番号をのり、(印字)された欄に住所(〒印をのり)を記入してください。		

被保険者のマイナンバーを記入した場合

身元確認書類 ※いずれか1つ添付が必要になります。

- 被保険者の個人番号カード(表面)のコピー
- 運転免許証のコピー
- パスポートのコピー
- その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー



番号確認書類 ※いずれか1つ添付が必要になります。

- 被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー
- 被保険者のマイナンバーが記載された住民票が住民票記載事項証明書

